

別紙

諮問第597号

答 申

1 審査会の結論

「児童福祉審議会子供権利擁護部会議事録」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇児童相談所が保有する児童福祉審議会の議事録に記載されている私の個人情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年7月11日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 趣旨

この処分を取り消して、非開示となった日時を開示してほしい。

イ 理由

子が一時保護されたときに、適正な手続で行われたかどうかを確認するため、児童福祉審議会の開催日時を知りたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 一部開示決定文書「東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会 議事録」について

東京都児童福祉審議会（以下「審議会」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）8条1項に基づき東京都児童福祉審議会条例（平成12年東京都条例第33号）により設置されており、法律等で定められた事項について諮問を受け答申する機関である。審議会には、東京都児童福祉審議会条例施行規則（平成12年東京都規則第110号）により子供権利擁護部会（以下「当該部会」という。）が設けられており、当該部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされている。

本文書は、当該部会が開催されたときの議事録である。

(2) 審査請求対象部分の非開示理由について

本件審査請求の趣旨は、非開示となった開催日時について開示してほしい、とのことである。

東京都の附属機関である当該部会の会議については、東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会に係る取扱要領（平成10年4月28日付10福児セ事第1034号。以下「取扱要領」という。）により非公開とされている。

当該部会の開催日時や場所を利害関係者に開示すると、今後の開催日程が推測され、非公開である当該部会に利害関係者が訪れるなど、会議の開催や円滑な審議に支障を及ぼすおそれがある。このため、これまでも当該部会の開催日は、一貫して非開示としている。

以上の理由から、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 9月 7日	諮問
平成30年 6月18日	新規概要説明（第185回第二部会）

平成30年 7月19日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 7月24日	審議（第186回第二部会）
平成30年 9月28日	審議（第187回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求に係る対象保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議事項について

本件開示請求は、「〇〇児童相談所が保有する児童福祉審議会の議事録に記載されている私の個人情報」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対する対象保有個人情報として、「第〇回（今期第〇回）東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会 議事録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、本件対象保有個人情報に記載された当該部会の開催日時及び場所が条例16条6号に、出席委員氏名及び議事部分が同条2号及び6号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、審議会が開催された日時について開示を求めていることから、審査会は、本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、当該部会の開催日時（以下「本件非開示情報」という。）の非開示妥当性について判断する。

イ 審議会について

審議会は、児童福祉法8条1項に基づき、東京都児童福祉審議会条例により設置されている。

また、東京都児童福祉審議会条例施行規則により当該部会が設置され、当該部会の決議をもって審議会の決議とすることができる旨規定されている。

なお、取扱要領には、会議は非公開とし、会議資料は非開示である旨定めがある。

ウ 条例の定めについて

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関によると、当該部会の会議については、取扱要領により非公開とされており、当該部会の開催日時及び場所を利害関係者に開示すると、今後の開催日程が推測され、非公開である当該部会に利害関係者が訪れる可能性があるとのことである。

審査会が見分したところ、当該部会は取扱要領において原則非公開と定められており、本件非開示情報には当該部会の開催日が記載されていることを確認した。

本件非開示情報を開示すると、当該部会の開催日が明らかとなり、今後の開催日程を予測した利害関係者が当該部会に訪れ、会議の開催や円滑な審議に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二